第七十五条中「第八百七十条（第二号及び第七号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第四号」に、「第八百七十条第七号」を「第八百七十条第一項第四号」に改める。

第九十九条及び第百八条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百三十条中「第八百七十条（第二号及び第七号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第四号」に、「第八百七十条第七号」を「第八百七十条第一項第四号」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

**第八十三条**　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の五」に改める。

第四十八条の八中「第八百七十条（第十五号」を「第八百七十条第二項（第五号」に、「聴取）」を「聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告」を「即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第五十四条の五を削る。

第五十四条の六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第五十四条の四」を「前条」に改め、同条を第五十四条の五とする。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

**第八十四条**　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の六を次のように改める。

**第五十六条の六**　削除

第五十六条の七第二項中「前三条」を「第五十六条の四及び第五十六条の五」に、「第五十六条の五」を「同条」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

**第八十五条**　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第七十八条中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

**第八十六条**　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百五条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第百七条の二中「掛金の標準となつた給料の額等の」を「第百五条第二項の規定による請求すべき」に改める。

（労働災害防止団体法の一部改正）

**第八十七条**　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の七を削る。

第三十五条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第三十四条の六」を「前条」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正）

**第八十八条**　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の六」を「第六十一条の五」に改める。

第六十一条の五を削る。

第六十一条の六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第六十一条の四」を「前条」に改め、同条を第六十一条の五とする。

第六十七条第四項中「第六十一条の六」を「第六十一条の五」に改める。

（地方住宅供給公社法の一部改正）

**第八十九条**　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の七を削る。

第三十九条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第三十八条の六」を「前条」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

**第九十条**　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の七を削る。

第五十四条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第五十三条の六」を「前条」に改める。

（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正）

**第九十一条**　小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前項の」を「第一項の規定による裁判に対する」に改め、同項を同条第三項とする。

（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第九十二条**　この法律の施行前に小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第十条第一項の規定による申立てがあった場合における当該事件に係る付調停については、なお従前の例による。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

**第九十三条**　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「第八百七十条（第四号」を「第八百七十条第二項（第二号」に、「聴取）」を「聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）」を「第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第二十六条第八項中「第八百七十条（第十一号」を「第八百七十条第一項（第八号」に改める。

第五十三条第一項中「第八百七十条（第十五号」を「第八百七十条第二項（第五号」に、「聴取）」を「聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告）」を「即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

**第九十四条**　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十二の五第四項を削る。

第二十五条の二十三の三中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第二十五条の二十五第二項中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

**第九十五条**　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の五を削る。

第五十条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第四十九条の四」を「前条」に改める。